

広報みなまた広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水俣市が発行する「広報みなまた」（以下「広報」という。）に掲載する広告（以下「広告」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の基本原則)

第2条 広告は、市民生活の向上を図るため、また、消費者の保護並びに地域社会及び地域経済の健全な発展のため、次の各号に掲げる基本原則を備えていなければならない。

- (1) 公正かつ真実であること。
- (2) 市民に不利益を与えることのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5) 関係法規と社会秩序を守るものであること。

(広告掲載の範囲)

第3条 市長は、前条の基本原則に基づき、次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しないものとする。

- (1) 政治性及び宗教性のあるもの並びに選挙関係のもの
- (2) 意見広告及び名刺広告に類するもの
- (3) 風俗営業及びこれに類するもの
- (4) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (5) 通信販売及び訪問販売に類するもの
- (6) 公序良俗に反するもの
- (7) その他広報に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

(掲載の申込み)

第4条 広報に広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広告掲載申込書（様式第1号）に、掲載しようとする版下（完全な原稿）（以下「版下」という。）を添えて、広告掲載を希望する広報の発行日の1箇月前までに市長に提出しなければならない。

(広告掲載の責任等)

第5条 申込者は、版下又は画像データに関する一切の責任を負わなければな

らない。

- 2 申込者は、掲載された広告に対し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等があった場合、自らの責任でそれに対処しなければならない。

(広告掲載の承認等)

第6条 市長は、前条の広告掲載申込書を受理したときは、広告審査会（以下「審査会」という。）の審査を受けるものとする。この場合において、審査会の開催が困難な場合は、書面により持ち回り審査ができるものとする。

- 2 審査会の委員は、総務企画部長、総務課長及び市長公室長とする。
- 3 市長は、第1項の審査会の審査結果を参考として、掲載の可否を申込者に広告掲載通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(広告掲載場所及び掲載料)

第7条 広告の掲載場所は、最下段1段とし、その大きさは、縦52ミリ、横172ミリとする。

- 2 申込者は、掲載場所を指定できないものとする。
- 3 前項に規定する広告の掲載料（以下「掲載料」という。）は、水俣市に事務所及び営業所を置く者は10,000円、それ以外は30,000円とする。

(掲載料の納入)

第8条 掲載料は、広報発行後1箇月以内に全額納入しなければならない。

- 2 既納の掲載料については還付しない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

この要綱は、令和元年6月17日から施行する。